

保証会社について

いつも物件のご紹介頂きましてありがとうございます。

保証会社(オリエントコーポレーション らくらくパートナー)につきまして以下の説明文をご覧になって頂き、ご協力をお願い致します。

1.らくらくパートナー利用契約書

- ・申込書は記入例に沿って正しく記入をお願いします。記入欄は全ての欄の記入をお願いします。
- ・別紙MAST入居審査申込書と一緒にFAXをお願いします。

2.保証料

- ・らくらくパートナーは初回の保証料を初回の引落とし時に21,600円の初回保証料がかかります。
- 又、毎月の総賃料(賃料+管理費)の1%がかかります。

3.注意していただくこと

- ・申込書の代筆は一切認められません。
- ・代筆が確認された場合、申込みをキャンセルとさせていただきます。
- ・申込内容に虚偽があった場合、キャンセルとさせていただきます。
- ・審査内容により保証会社を変更させて頂く場合がありますので、変更の際はご了承下さい。

3.交渉や相談

- ・その他交渉や相談等ありましたら、別途送付状に記載か連絡をお願いします。

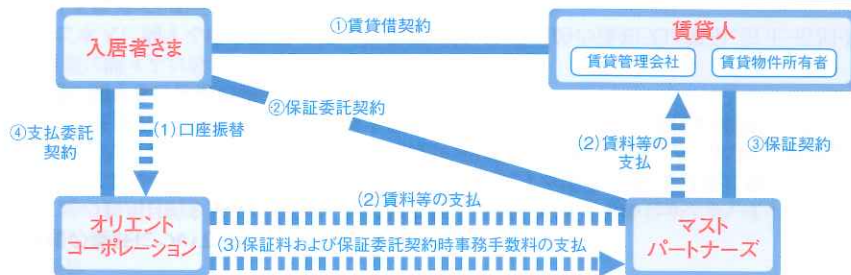
連絡先

有限会社 ヒロックス大宮店
さいたま市北区宮原町3-226-3
TEL:048-660-5588
FAX:048-660-5598

有限会社 ヒロックス大宮東口店
さいたま市大宮区大門町1-24-1-1
TEL:048-658-7788
FAX:048-658-7789

1 当制度について

取引形態図



図の説明

A. 当制度の概要

- ①入居者さまは、賃貸人と賃貸借契約を締結し、賃料等の費用を負担します。
- ②入居者さまは、賃料等の賃貸人へのお支払いについて、マストパートナーズ株式会社に賃料等の支払債務につき連帯保証を委託し、保証料および保証委託契約時事務手数料を負担します。
- ③マストパートナーズ株式会社は、賃貸人と保証契約を締結します。
- ④入居者さまは、賃料等、保証料および保証委託契約時事務手数料のお支払いを、株式会社オリントコーポレーションに委託します。

B. お支払いの流れ

- (1) 毎月の賃料等は、入居者さまご指定の預金口座から、株式会社オリントコーポレーションが毎月27日に自動引き落としいたします。(金融機関が休業日の場合は、その翌営業日になります。)
- (2) 株式会社オリントコーポレーションは、毎月の賃料等を賃貸人にお支払いいたします。
※株式会社オリントコーポレーションからの支払いは賃貸人から代理受領権限を付与されたマストパートナーズ株式会社にお支払いし、その後マストパートナーズ株式会社から賃貸人にお支払いされます。
- (3) 株式会社オリントコーポレーションは、保証料および保証委託契約時事務手数料をマストパートナーズ株式会社にお支払いいたします。

●お願い●

- ①申込書の中でご不明な点がございましたら、次の会社へおたずねください。
 - ・賃貸借契約については、賃貸人へ。
 - ・保証委託契約については、マストパートナーズ株式会社へ。
 - ・支払委託契約(お支払いに関する事)については、株式会社オリントコーポレーションへ。
 - ②口座振替手続きに不備がありますとご利用いただけません。通帳をご確認のうえ、銀行名、支店名、種目(普通預金または当座預金の別)、口座番号、口座名義、金融機関届出印を正しく記入・捺印してください。
 - ③「本書面」「申込書」は大切に保管しておいてください。
- (注)連絡事項等を速やかにお伝えるために、入居後電話を設置されましたら必ず株式会社オリントコーポレーションへご一報くださるようお願いいたします。

●ご注意ください●

A. 賃貸借契約を期間満了によって更新される場合

期間満了日までに、必ず賃貸人にご連絡のうえ、賃貸人と賃貸借契約の更新手続きを完了してください。

B. 退去(賃貸借契約の終了)をされる場合

退去される場合は、1ヵ月前または指定期日までに、賃貸人宛に指定の方法にて申し出てください。

2 ご契約の内容について

A. マストパートナーズ株式会社との契約について

商品内容	らくらくパートナー(保証委託契約)
利用対象	積和不動産7社の住居用借上・管理アパート・マンションに入居される個人
利用範囲	家賃・共益費・駐車場料金などの月額賃料等20,000円～500,000円まで
連帯保証人	不要 (お取扱条件につきましては、積和不動産により異なります。詳しくはお取次店におたずねください。)
保証料/手数料	月額保証料は、月額賃料等の1% ※保証委託契約時事務手数料として、別途21,600円/件(税込) ※保証料は月額賃料等と同時にご請求します。
賃料等・保証料・保証委託契約時事務手数料のお支払方法	入居者さまが契約される株式会社オリントコーポレーションとの支払委託契約にもとづきお支払いいただけます。賃料等のお支払いは口座振替のため、領収書の発行は行っておりません。おそれいりますが、通帳の記帳でご確認いただけますようお願いいたします。

取扱会社

マストパートナーズ株式会社のお問い合わせ窓口
 ●●申込受付センター●●
 〒151-0053 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号
 電話 0120-200-752

B. 株式会社オリントコーポレーションとの契約について

商品内容	支払委託契約
賃料等のお支払方法	①口座振替は、入居者さまが今お使いの銀行、信用金庫等の口座がご利用になります。(一部ご利用にならない金融機関がございます。) ②万一の引き落とし不能時には、株式会社オリントコーポレーションが支払委託契約にもとづき賃貸人に賃料等の同等額を入居者さまに代わってお支払いします。 (注)引き落としできないときは速やかに株式会社オリントコーポレーションへお振込願います。(その際の振込手数料は入居者さまのご負担となります。)

取扱会社

株式会社オリントコーポレーションのお問い合わせ・相談窓口
 ●●お客様相談室●●
 〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 電話 03-5275-0211
 ●●大阪お客様相談センター●●
 電話 06-6263-3201

個人情報のお取り扱いについて

弊社は、お客様に安心してサービスをご利用いただけるよう、お客様の個人情報の取扱いについて以下のように定めます。

1.個人情報の取得、利用、保有

弊社は、サービスのご提供にあたり、下記の個人情報を取得、利用、保有いたします。

- a.氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、e-mailアドレスなど、所定の申込書に記入いただいた事項およびご申告いただいた事項
- b.申込日、契約日、支払方法、支払口座情報などのご契約に関する事項
- c.ご契約に基づくお客様のお支払状況・履歴などに関する事項

2.個人情報の利用目的

弊社は、個人情報のお取扱いにあたり、利用目的を特定し、公表又はご本人へご通知します。取得した個人情報は、法令により許される場合を除き、あらかじめ特定された目的以外には利用いたしません。

あらかじめ特定された目的以外の目的でお客様よりの情報を取得、利用させていただく場合は、利用目的、利用方法、利用範囲等の内容をご説明し、個別にご本人の同意を得たうえで行うことといたします。

- a.不動産賃貸における家賃等の債務保証、家賃等の集金、事務代行のため
- b.ダイレクトメールの発送、電話によるご案内等、提携会社等の商品や会員特典サービスに関する各種ご提案のため
- c.市場調査、サービスの研究、開発、改善のためのアンケート調査等のため
- d.その他上記に付随、関連する業務を適切かつ円滑に遂行するため

3.個人情報の第三者提供

弊社は、以下の場合に限り第三者に個人情報を提供する場合があります。

- a.お客様等から予め同意を得ているとき
- b.公的機関から法令に基づき開示の要請があった場合
- c.人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合であってお客様等の同意を得ることが困難であるとき
- d.公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要が認められる場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- e.地方公共団体を含む公的機関またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様等の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合

4.個人情報の委託について

弊社は、上記の利用目的を達成するため、お客様の個人情報を委託する場合がございます。

業務委託などにより、必要に応じて個人情報を委託先へ預託する場合には、委託先に個人情報の保護を義務付け、適切な弊社の監督の下で行うものとし、個人情報の保護に関しましては、ご本人に対し、弊社が直接管理責任を負います。委託業務完了後は、預託した個人情報は適切な時期に安全に回収又は消去します。

5.個人情報に関するお客様の権利

(1)個人情報に関するお客様の権利

お客様は、ご本人に関する個人情報に関して、弊社に対し利用目的の通知又は開示、訂正・追加・削除、利用の停止・消去(以下併せて「開示等」といいます。)のご請求が可能です。

ただし、預託を受けている情報等弊社がこれらの措置を直接実施する権限を有しないものを除く、保有お客様個人情報に限られますので、ご了承ください。万一、弊社よりご請求に応じられない合理的な理由がある場合には、その旨適切にご説明申し上げます。

(2)苦情・相談及び開示等のお申し出先

開示等のお申し出は、下記の問い合わせ窓口にて承ります。

問い合わせ窓口：個人情報相談窓口

問い合わせ方法：弊社への来社、郵送、電話、電子メールでお受けいたします。

なお、来社、電話による受付時間は、下記の通りです。

月・木・金・土・日曜日 ※祝祭日、定休日等を除きます。

(午前)09:30~12:00 (午後)13:00~17:00

住所：〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-1-1 新宿メインズタワー

電話番号：0120-200-752

電子メールアドレス：cs-mp@mastpartners.co.jp

(3)請求者ご本人又はその代理人の本人確認手続きについて

ご請求にあたりましては、請求者がご本人自身であることを確認させていただくため、次のいずれかの手続きが必要となりますので、あらかじめご準備いただく等、ご協力をお願いいたします。

- a.運転免許証、パスポート等官公庁が発行した顔写真付きの証明書原本との照合
- b.ご請求書への実印のご押印と印鑑証明書のご提出
- c.弊社が既に保有している情報を用いた弊社担当者からの連絡と簡単な質問等
- d.弊社担当者の訪問と面談
- e.その他適切な方法

代理人による場合は、代理人自身であることに加え法定代理人であること(戸籍抄本等の原本の提出)や委任を受けていること(実印による委任状と当該実印の印鑑証明書の提出)の確認が必要となります。

(4)ご報告、ご対応時期

弊社では、お客様からの請求を受領後、原則10営業日以内にご報告、ご対応いたしますが、特別の事情により、ご報告、ご対応が遅くなる場合は適宜ご説明を申し上げます。

(5)手数料について

あらかじめ本人確認等の適切なご準備をいただいているご請求に対しましては、一般的な確認作業、ご請求への対応、ご報告手続きに止まる限り、手数料はいただきません。

(6)弊社からのご連絡

上記の手続きやご請求内容の確認のため、弊社よりご連絡を申し上げます。

(7)請求書及び添付書類のご返却

ご提出いただきました請求書や添付書類等につきましてはご返却いたしません。

(8)当社の所属する認定個人情報保護団体の名称及び苦情の申し出先

1 認定個人情報保護団体の名称：一般財団法人 日本情報経済社会推進協会

2 苦情解決の連絡先：個人情報保護苦情相談室

住所：〒106-0032 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

電話番号：03-5860-7565

0120-700-779

6.個人情報をご提供いただけない場合について

書面へのご記入、Webへのご入力等によるお客様からの個人情報のご提供は、お客様のご判断によります。

ただし、お客様から個人情報をご提供いただけない場合は、契約の締結や弊社サービスの提供が行えない場合がございますので、ご了承ください。

7.個人情報保護管理責任者

弊社は、弊社が保有する個人情報を適切に管理する責任者として、以下の者を個人情報保護管理者に指名します。

個人情報保護管理者：保証事業部長

連絡先：前述の個人情報相談窓口までご連絡ください。

制定日：2011年 7月1日

改訂日：2014年 9月16日

マストパートナーズ株式会社

保証委託契約条項

ご契約者(以下「甲」という。)&マストパートナーズ株式会社(以下「乙」という。)&は、甲と積和不動産東北株式会社、積和不動産関東株式会社、積和不動産株式会社、積和不動産中部株式会社、積和不動産関西株式会社、積和不動産中国株式会社、積和不動産九州株式会社(以下「賃貸人」という。)&との間の、表記物件を賃借又は管理することを定めた契約(以下「原契約」という。)&に基づき賃貸人に対して支払う賃料、共益費等(以下「賃料等」という。)&に関し、その支払債務の保証を甲が乙に委託する契約(以下「本契約」という。)&を締結するものとします。

第1条(委託) 甲は、原契約に定める賃料等の債務につき、乙に連帯保証を委託するものとします。

第2条(本契約の成立) 本契約は、乙が所定の手続きをもって承認し、賃貸人を通じて甲に通知したときをもって成立するものとします。なお、原契約が成立しなかったときは、本契約も遡って成立しなかったものとします。

第3条(契約期間) 本契約の期間は、前条による乙の承認の日から原契約の期間満了の時までとします。但し、原契約を更新する場合、期間満了の2ヶ月前までに甲より書面による意思表示がない限り、本契約も同一の条件で更新されるものとします。

第4条(保証委託契約時事務手数料・保証料) 甲は、本契約の取扱いにかかる表記保証委託契約時事務手数料並びに表記保証料を乙に支払うものとします。

第5条(賃貸借費用、手数料の支払方法) 甲は、賃貸人から賃料等の代理受領権限を付与された乙に対し、賃貸人並びに乙が提携するクレジット会社(以下「提携会社」という。)&を利用し賃料等を支払うものとします。この場合の支払方法は、提携会社の会員規約に従うものとします。また、乙は、甲より収納した賃料等を賃貸人に支払うものとします。(2)甲は、提携会社が利用できない場合、又は利用しない場合は、口座振替その他乙が指定する方法にしたがい、賃料等を支払うものとします。(3)甲は、本条第1項並びに前項の支払方法に準じ、本契約の保証委託契約時事務手数料並びに保証料を乙に支払うものとします。

第6条(保証債務の範囲) 本契約の保証債務の対象は、原契約に基づき甲が負担する以下の各号に定める費用とします。①賃料等。②退去時の残置物撤去費用。③退去時の原状回復費用。(2)前項の定めにかかわらず、以下の各号に定める債務は、保証の対象とならないものとします。①前項各号に定める債務の履行を遅延した場合の違約金、遅延損害金の支払債務。②原契約に基づき甲が負担する損害賠償債務。

第7条(譲渡担保) 甲は、本契約に基づき乙に対して現に負担し、又は将来負担する一切の債務を担保するため、甲が賃貸人に対して取得する次の各号の債権を乙に譲渡することを異議なく承諾するものとします。

①表記物件明渡時の敷金・保証金の返還請求権 ②表記物件明渡日以降の前払賃料等の返還請求権

第8条(事前求償権の行使) 甲は、次の各号の一つにでも該当するときは、乙が保証債務を履行していなくても、本契約上甲が乙に負担すべき債務額について、乙が甲にあらかじめ求償権を行使しても異議ないものとします。①契約上の債務について1回でも不履行があったとき。②原契約に違反し、又は原契約が解約され、表記物件からの退去、又は表記物件の明渡しを求められたとき。③差押え、仮差押え、仮処分の中立てを受けたとき。④滞納処分を受けたとき。⑤破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てを受けたとき、又は自らこれの申立てをしたとき。⑥乙に対し負担する他の債務が延滞したとき。⑦乙に対し虚偽の申出をし、又は虚偽の書類を提出したとき。⑧逃亡、行方不明又は刑事上の訴追を受けたとき。⑨賃貸人に何ら連絡することなく、継続して1ヶ月をこえて表記物件を不在にしたとき。⑩諸般の事情から甲に原契約を継続する意思がないと認められる状況となったとき。⑪その他甲が本契約に違反したとき、又は甲の信用状態が悪化したとき。(2)甲は、乙が前項により求償権を行使する場合、民法第461条に基づく抗弁権を主張しないものとします。担保を提供している場合でも、事前に求償権を行使されても異議ないものとします。

第9条(保証債務の履行) 前条第一項の各号に該当する場合、又は乙に対する賃料等の支払を滞納した場合、乙は、事前の通知催告なくして賃貸人に対し、保証債務の全部又は一部を履行することができるものとします。また、原契約の解除並びに表記物件の明渡しを請求できるものとします。(2)甲が保証債務の全部又は一部を履行した場合、甲は、乙の履行した保証債務の弁済額、その他本約款に基づき甲が乙に負担する一切の債務を、乙に対し直ちに支払うものとします。(3)甲は、乙に対し、甲が賃貸人に対し負担する保証債務の履行、並びにその増加を防止する義務を負うものとします。

第10条(遅延損害金) 甲は、保証債務を履行した翌日から、完済の日に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を乙に対して支払うものとします。

第11条(本契約の失効) 乙は、次の各号に該当する場合、本契約を解除できるものとします。①甲が賃貸人に対する賃料等の支払を遅延したとき。②原契約が解約、取消、その他の事由により終了又は表記物件が変更、滅失したとき。③賃貸人が変更又は賃料等の受領権を失ったとき。

第12条(反社会的勢力の排除) (1)甲は、甲(甲が法人にあってはその代表者を含む)が、現在、暴力団、

暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。(2)甲は、自ら(甲が法人にあってはその代表者を含む)又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。(3)甲が、暴力団員等もしくは(1)各号に該当した場合、もしくは(2)各号の何れかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、乙に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、甲は、甲に損害が生じたときも、乙に対し何らの請求をしないものとします。

第13条(紛議) 甲は、原契約について紛議が生じた場合は、自らの責任において賃貸人と解決するものとします。(2)甲は、賃料等に関する支払を停止する正当な事由があるときは、乙に対して、事前に書面をもって依頼できるものとします。(3)甲は、乙に対する前項の通知を怠ったことにより、乙が本契約に基づき、保証債務を履行した場合、甲は、この紛議を理由に乙に対して負担する求償債務の履行を拒むことができないものとします。

第14条(延滞情報の通知) 甲は、本契約に基づいて乙に対し負担する債務の支払を延滞したときは、本契約及び原契約に基づく権利を行使し、又は義務を履行するために、乙がこの延滞情報を賃貸人に通知しても何ら異議を述べないものとします。

第15条(届出事項の変更・通知・調査) 甲は、氏名、住所、電話番号、勤務先等、乙に届け出た表記記載事項を変更したときは、遅滞なく乙所定の書面をもって乙に通知するものとします。(2)甲は、前項の氏名、住所等の変更通知を怠ったことにより、乙から通知又は送付書類等が延着又は不到着となっても、乙が通常到着すべき時に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、前項の住所の変更の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。(3)甲は、新たに電話を設置し、又は電話番号を変更した場合は、乙所定の書面により速やかに乙に通知するものとします。(4)甲は、その財産、収入及び信用等を乙又は乙の委託する者が調査しても、何ら異議を述べないものとします。

第16条(費用負担) 甲は、次の各号の費用を負担するものとします。①甲の乙に対する債務の支払に要する送金手数料等②甲が賃料等の支払を滞滞したことにより、乙が再度金融機関に口座振替等の手続きをしたとき、又は乙が甲に振込用紙を送付したときは、各手続き1回につき300円に消費税等を加算した金額③甲が賃料等の滞滞等甲の責めに帰すべき事由により、乙が訪問集金をしたときは、1回につき1,000円に消費税等を加算した金額④乙が甲に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した実費⑤賃貸人又は乙から甲へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて500円~800円(税別)。(2)甲は、乙に支払う費用について、公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含む)が変更された場合は、当該公租公課相当額又は増額分を負担するものとします。(3)甲は、表記物件の明渡しに関し、賃貸人及び乙が訴訟手続きに要した費用(弁護士費用、訴訟費用、強制執行費用等)を負担するものとします。

第17条(管轄の合意) 甲は、本契約について紛争が生じた場合、訴訟のいかににかかわらず、乙の本社、各支店、各営業所、各センターの所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

【お問合せ先】

1. 賃貸借契約に関するお問合せは、表記賃貸人にご連絡ください。

2. 本契約に関するお問合せは、下記マストパートナーズ株式会社にお問合せください。

◆申込受付センター

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-1-1

電話番号：0120-200-752

受付時間：9：00~18：00 (年末年始休)

お客さまへ必ずお渡しください。

(14/05 原簿用)

個人情報の取扱いに関する条項

第1条(個人情報の収集・利用・保有) 申込者(契約者、会員、連帯保証人予定者、連帯保証人を含む。以下同じ)は、株式会社オリコエレクトロニクス(以下「当社」という)との本契約(本申込みを含む。以下同じ)に係る以下の個人情報(変更後の情報を含む。以下同じ)を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信(保証審査・途上・与信を含む。以下同じ)並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。①属性情報(本申込時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む。以下同じ)、eメールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等)②契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等)③取引情報(本契約に関する利用残高、月々の返済状況等(内訳を含む)、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容)④支払能力判断情報(申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等)⑤本人確認情報(申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項)⑥映像、音声情報(個人の肖像、音声を磁気的又は光学的媒体等に記録したもの)⑦公開情報(官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報)

第2条(個人情報の利用) (1)申込者は、当社が当社のクレジット事業、カード事業及びその他の金融サービス事業(注1)における下記①及び②の目的のために第1条①②③の個人情報、下記③の目的のために第1条①②③⑥の個人情報を利用することに同意します。①市場調査、商品開発②お客さま向け企画・宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内③契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行(注1)当社の金融サービス事業の具体的な内容については、当社ホームページ(<http://www.orico.co.jp>)等において公表しております。(2)申込者は、当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第3条(個人信用情報機関への登録・利用) (1)申込者は、当社が本契約(保証委託契約を含む場合は保証委託契約を除く)に係る申込者への与信又は与信後の管理のため、当社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社がそれを利用することに同意します。(2)当社の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。

①名称:株式会社シーアイシー(CIC)(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)
住所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階

お問合せ先:0120-810-414(<http://www.cic.co.jp/>)

②名称:株式会社日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)
住所:〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

お問合せ先:0120-441-481(<http://www.jicc.co.jp/>)

(3)申込者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員により申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	CIC	JICC
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の何れかが登録されている期間	同左
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月を超えない期間
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	当該事実の発生日から5年を超えない期間(但し、契約内容及び返済状況に関する情報については契約継続中及び完済日から5年を超えない期間)
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	当該事実の発生日から5年を超えない期間(但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間)

(4)当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は以下の通りです。

当社の加盟する個人信用情報機関 当社の加盟する個人信用情報機関 と提携する個人信用情報機関	CIC	JICC
	JICC	CIC
全国銀行個人信用情報センター (http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 ☎03-3214-5020		同左

(5)個人信用情報機関に登録する個人情報は、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の属性に関する個人情報、契約の種類、契約日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額又は極度額、支払回数、年間請求予定額、利用残高、支払状況等契約の内容、取引の履歴に関する個人情報の全部又は一部、及びその他各加盟する個人信用情報機関が定める情報となります。(6)申込者は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合、その情報が当社の加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、又、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員に提供されることに同意します。(7)当社が加盟する個人信用情報機関は、当社ホームページにおいて公表しております。

第4条(個人情報の提供・利用) 申込者は、当社が下記の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

- (1)提供する第三者 金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)、債権回収会社(以下これらを総称して「金融機関等」という(注2))。
第三者の利用目的 当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡及び担保差入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のため。
提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。
- (2)提供する第三者 申込者が利用する販売店(役務提供事業者、リース会社等を含む)及び当社の提携先(本契約が提携商品による契約の場合に限る)。
第三者の利用目的 申込者が利用する販売店(役務提供事業者、リース会社等を含む)及び当社の提携先(本契約が提携商品による契約の場合に限る)に基づく申込者に対するサービスの履行、権利の行使、紛議等の防止及び調査・解決のため。②本契約又はカードショッピングの精算のため。③商品、役務等の宣伝物・印刷物の送付等による営業案内のため。④商品開発、市場動向調査・研究のため。
提供する個人情報 第1条の個人情報①②③のうち必要な範囲。
- (3)提供する第三者 融資会社(本契約が提携ローンの場合に限る)。尚、ご利用融資会社は書面等にてお知らせします。
第三者の利用目的 与信及び与信後の管理のため並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、市場調査・商品開発のため。
提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。
- (4)提供する第三者 サービサー会社である下記会社。
第三者の利用目的 譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権を譲り受けて管理・回収を行うに当たって事前に当該債権の評価・分析を行うため。
提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

名称	住所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麹町5-2-1 5階	03-3222-0277
オリファサービス債権回収株式会社	東京都新宿区大久保1-3-21 新宿TXビル8階	03-6233-3480

(注2)金融機関等の具体的な名称については、当社ホームページをご参照下さい。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除) (1)申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示を請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。(2)当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的な事実以外の事項に関してはこの限りではありません。(3)当社が個人信用情報機関又は提供先に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該個人信用情報機関又は提供先に連絡して下さい。尚、開示・訂正・削除については、個人信用情報機関又は提供先の方に従うものとします。

第6条(本条項に不同意の場合) 当社は、申込者が本条項に必要な事項(本申込時に申込者が記載・入力すべき事項)の記入等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。但し、第2条(1)①②に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条(利用中止の申出) 申込者は、本条項第2条(1)①②の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとし、この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。但し、請求書等本契約の業務上必要な書類(電磁的記録の送信を含む)に同封(同送)される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

第8条(本契約が不成立の場合) 申込者は、本契約の不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず第1条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報が当社において一定期間利用されることに同意します。

第9条(お問合せ窓口) 本条項に関するお問合せ及び第5条の開示・訂正・削除の請求並びに第7条の利用中止のお申出先は、下記お問合せ窓口又は取扱支店とします。又、個人情報の開示手続等については、当社ホームページをご参照下さい。尚、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者を設置しております。

第10条(条項の変更) 本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

<お問合せ窓口>

株式会社オリコエレクトロニクス(<http://www.orico.co.jp>)

お客様相談室
〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1
☎03-5275-0211

大阪お客様相談センター
☎06-6263-3201

お客さまへ必ずお渡しください。

家賃等支払委託契約利用のお申し込みの内容

申込者は、以下の条項を承認の上、株式会社オリエントコーポレーション(以下「会社」という)に対し、申込者が表記賃貸人(以下「賃貸人」という)から賃借する表記物件(以下「物件」という)の賃貸借費用等を表記支払先(以下「支払先」という)に支払うこと、並びに、申込者が表記保証会社(以下「保証会社」という)と締結する保証委託契約(以下「保証委託契約」という)に基づき負担する保証料及び保証委託契約時事務手数料(以下「保証料等」という)を保証会社に支払うことを委託(以下「本契約」という)します。**第1条(契約成立時期)** 本契約は、会社が所定の手続きをもって承諾し、支払先に通知した時に成立するものとします。

第2条(賃貸借費用等の支払委託) (1)申込者は、会社に対し、表記月額賃貸借費用等を会社が申込者に代わって支払先に支払うことを委託します。尚、この支払先とは、申込者に物件を賃貸している賃貸人又は賃貸人から月額賃貸借費用等の集金業務を受託する者をいい、これらを総称して以下「賃貸人等」といいます。(2)申込者が物件における各種の変動費用を本契約の対象とするときは、申込者は、会社に対し、変動費用を会社が申込者に代わって賃貸人等に支払うことを委託します。尚、この場合の支払委託額は、賃貸人等から会社に通知のあった額とします。(3)前2項の月額賃貸借費用等及び変動費用(賃貸借契約終了日から物件明渡日までの間に発生する当該費用相当額を含む。これらを総称して以下「賃貸借費用等」という)の支払債務に係る会社から賃貸人等に対する支払いに関し、その支払時期を、会社と賃貸人等との間で定めた所定の期日とすること、及び会社が賃貸人等から賃貸借費用等の受領にかかる一切の代理権限を付与された保証会社に支払うことに申込者は異議ないものとします。

第3条(支払方法) (1)申込者は、会社に対し、賃貸借費用等及び保証料等を表記支払方法により支払います。(2)申込者がコンビニエンスストアの収納代行を利用して賃貸借費用等及び保証料等を支払ったときは、コンビニエンスストアが賃貸借費用等及び保証料等を受領したことにより、会社への支払いがなされたものとします。

第4条(譲渡担保) 申込者は、本契約に基づき会社に対して現在負担し、又は将来負担する一切の債務を担保するために、申込者が物件の明渡時に返還を受けることを条件に申込者が賃貸人に差入れた敷金、保証金その他の金員(以下「敷金等」という)の返還請求権を、会社に譲渡するものとします。

第5条(届出事項の変更・調査) (1)申込者は、物件に入居後、電話を設置したときは、速やかに電話番号を会社に届出するものとします。(2)申込者は、氏名、住所、電話番号、支払口座等、会社に届出した表記事項を変更したとき、もしくは申込者に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上、遅滞なく書面をもって会社に通知します。(3)申込者は、前2項の通知を怠った場合、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。(4)申込者は、その財産、収入、信用等を会社又は会社の委託する者が調査しても異議ないものとします。

第6条(反社会的勢力の排除) (1)申込者は、申込者(申込者が法人にあってはその代表者を含む)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。(2)申込者は、自ら(申込者が法人にあってはその代表者を含む)又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。(3)申込者が、暴力団員等もしくは(1)各号に該当した場合、もしくは(2)各号の何れかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込者は、申込者に損害が生じたときでも、会社に対し何らの請求をしないものとします。

第7条(費用負担) 申込者は、次の費用を負担します。①会社に対する各費用の支払いに要する費

用は、実費。②申込者が各費用の支払いを遅滞したことにより、会社が振込用紙の送付、再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、1回につき300円(税別)。③会社が訪問集金したときは、1回につき1,000円(税別)。④会社が申込者に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用は、実費。⑤本契約又は本契約に基づく費用・手数料に課される一切の公租公課。⑥会社から申込者へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて500円～800円(税別)。

第8条(紛議) (1)申込者は、賃貸借契約並びに保証委託契約について紛議が生じたときは、自らの責任において賃貸人等及び保証会社と解決に努めるものとします。(2)申込者は、賃貸借費用等及び保証料等に関する支払いを停止する正当な事由があるときは、会社に対し書面をもってその支払いの停止を依頼することができるものとします。(3)申込者が前項の連絡を怠り、そのため会社において紛議の事実を知らずに賃貸人等に対し賃貸借費用等及び保証料等を支払った場合、申込者は、この紛議を理由に会社に対する支払いを拒むことができないものとします。

第9条(賃貸借費用等、保証料等の変更) 次の各号に定める事由により賃貸借費用等及び保証料等が変更されたときは、申込者が会社に支払いを委託する賃貸借費用等及び保証料等も当然に変更されるものとし、特に変更契約書の取交わしは行わないものとします。但し、申込者に当該変更について異議があるときは、前条(2)に基づき処理するものとします。尚、申込者は、会社から変更契約書の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとします。①賃貸借費用等及び保証料等の改定。②新たな賃貸借費用等及び保証料等の発生又は消滅。③消費税法その他の税法により、賃貸借費用等もしくは保証料等に関して、賃貸人及び保証会社が納税義務者となったとき、又は当該税法で定める税率もしくは課税範囲の変更があったとき。

第10条(遅延損害金) 申込者は、会社に対する各費用の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該遅延額に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第11条(支払停止) (1)会社は、次の各号の何れか一つに該当したときは、何ら通知、催告することなく、本契約に基づく賃貸人等及び保証会社への賃貸借費用等及び保証料等の支払いを停止することができるものとします。①申込者が、会社に対する賃貸借費用等及び保証料等の支払いを遅滞し、賃貸人等及び保証会社と会社との間で定めた支払遅延状態が発生したとき。②賃貸人等及び保証会社が、申込者の負担する賃貸借費用等及び保証料等の受領権限を失ったとき。③賃貸借契約及び保証委託契約が解除、取消その他の事由により終了したとき。④賃貸人等及び保証会社と会社との本契約に関する契約が解除、取消その他の事由により終了したとき。⑤申込者への通知又は連絡が不能と会社が判断したとき。⑥申込者が本契約に違反するなど相当な事由が生じたとき。(2)会社は、前項各号の何れか一つに該当したときは、何ら通知、催告することなく、本契約を解除することができるものとします。尚、本契約が解除されたときといえども、本契約に基づく申込者の会社に対する支払債務が存するときは、当該債務について本契約の各条項が適用されるものとします。(3)申込者は、賃貸借契約及び保証委託契約が終了しかつ物件を明渡すまでの期間については、本契約を解約することができないものとします。

第12条(返還敷金等による弁済) 物件の明渡時に、本契約に基づく申込者の会社に対する支払債務が存するときは、会社は、第4条に定める譲受債権を行使し、賃貸人から敷金等を受領の上、本契約に基づく債務の弁済に充当することができるものとします。

第13条(定期借家等) 物件にかかる賃貸借契約の種類が借地借家法に規定する定期建物賃貸借であり、賃貸借期間終了後に物件について新たな賃貸借契約(以下「再契約」という)を締結する場合は、会社が申込者に対して特段の通知を行わない限り、本契約は更新されるものとします。この場合、再契約時に差入れられた敷金等の返還請求権については、第4条及び第12条を準用するものとします。

第14条(延滞情報の通知) 申込者は、本契約に基づき会社に対し負担する債務の支払いを遅滞したときは、本契約、賃貸借契約及び保証委託契約に基づく権利を行使し、又は義務を履行するために、会社がその延滞情報を賃貸人等又は保証会社に通知しても異議ないものとします。

第15条(合意管轄裁判所) 申込者は、本契約について会社との間で紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、申込者の住所地、物件所在地及び会社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

株式会社オリエントコーポレーション

相談窓口 お客様相談室 〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 ☎03-5275-0211

大阪お客様相談センター ☎06-6263-3201

お客さまへ

ご記入例

ハッキリと複写されるように強めにご記入ください。

A オリコ用

別紙「家賃等支払委託契約利用のお申し込みの内容」「保証委託契約条項」「個人情報のお取り扱いに関する条項」を必ずお受取りになり、ご捺印ください。

ご入居者=ご契約者での契約となります。
※未成年・学生は親権者がご契約者となります。

お勤め先の内容をご記入ください。

お引き落とし口座は契約者ご本人名義の口座に限ります。

らくらくパートナー利用契約書(家賃等支払委託契約利用契約書)

契約者は、株式会社オリコと契約する支払委託契約の内容の説明を理解し、裏面記載の「契約条項」を承認、個人情報のお取り扱いに関する条項に同意の上、本契約を申し込みます。

契約印 「家賃等支払委託契約利用のお申し込みの内容」受領印 「個人情報のお取り扱いに関する条項」同意印兼用

お申込年月日 ○○年△月×日

オリコ番号 1:2:4:8

お名前* **東洋 太郎**

生年月日* ○○年△月×日

住所* **東京都 保谷市南町○-○-○ ビューテラス南町101**

居住者* ①自己所有 ③社宅/官舎 ⑤賃貸マンション ⑦アパート ⑧家賃が高い ⑨他 **8年3ヵ月**

入居理由* ①結婚 ②旧住居が狭い ③通勤 ④転職 ⑤通勤時間 ⑥家賃が高い ⑦建替え ⑧環境 ⑨独立 ⑩就職・入学

お勤め先 **(株)オリコ物産**

所属部署 **営業部** 税込年収 **500万円**

東京都 **新宿区新宿○-△△**

勤続年数 **13年6ヵ月**

従業員数 ①10人~ ②30人~ ③100人~ ④300人~ ⑤1,000人~

職種 ①公務員 ②公務的資格者 ③会社員 ④派遣 ⑤自営業者 ⑥パート/アルバイト ⑦派遣

業種 ①小売 ②サービス ③教育 ④建築/工事 ⑤不動産 ⑥製造 ⑦金融 ⑧運輸/運送 ⑨接客/接客 ⑩医療/医療 ⑪その他

振替口座 **東京都 池袋**

銀行 **東都 池袋**

支店 **東洋 太郎**

口座名義人 **東洋 太郎**

引き落とし口座 **東京都四日市市鍵田町□□**

緊急連絡先 **三重県四日市市鍵田町□□**

関係 **(実)家**

契約者は、本申し込みにかかる審査のためもしくは債権管理のために、株式会社オリココーポレーション(以下「当社」という)が必要と認められた場合には、契約者の住民票を当社が取得し利用することに同意します。

※お申込日から6ヵ月以内に契約書のご提出がない場合は再申し込みが必要となります。

契約年月日 年 月 日

お客さまが契約される会社名 **株式会社オリココーポレーション**

本社/東京都千代田区麹町5丁目2番地1

賃貸期間 自 ○○年8月1日 至 △△年7月31日

賃料支払区分 **前払**

入居予定者 **契約者のみ** 配偶者 ○ 子供 (2) 人

*物件名 **シャームゼン代々木 (203号室)**

*所在地 **東京都豊島区南池袋○-○-○**

入居者コード 部 屋 1:2:3:4:5:6:7:8:9:10:11:12:13:14 駐 車 場 9:8:7:6:5:4:3:2:1:0:9:8:7:6

毎月のお支払内容		契約時のお支払内容	
①賃料	120000	<input checked="" type="checkbox"/> 通常契約	21,600円(税込)
②共益費・管理費	5000	<input type="checkbox"/> 特例契約	10,800円(税込)
③駐車場等使用料	10000	↑該当する契約にチェック(✓)してください。 ※特例契約の適用は、55以下(パートナー契約)の積和不動産グループ内の住み替えの場合(同一契約者に限る)です。	
④町内会費等		らくらくパートナー承認番号	
⑤変動費用(公共料金等)	料金支払からの通知による金額		
⑥保証料	(①+②+③+④+⑤)×1.0%		
⑦毎月のお支払金額合計	①+②+③+④+⑤+⑥		
初回支払対象	支払日の翌月分賃料および保証料	支払日	初回支払と同一の支払日
支払日	○○年8月27日	保証会社	マストパートナーズ株式会社 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号
お支払方法	口座振替 毎月のお支払日 27日		

本人確認記録欄

本人確認書類	本人確認書類
①免許証 ②保険証 ③旅券 ④年金手帳 ⑤()	①預金通帳 ②印鑑 ③印鑑 ④印鑑 ⑤印鑑
記号番号 123456789012	発行者 東京都公安委員会
確認日時 ○○年△月×日	確認者(※氏名はフルネームで)
所属 ○○営業所	氏名 △△○○
担当 △△	

お引き落とし口座 **東京都四日市市鍵田町□□**

関係 **(実)家**

マストパートナーズ承認番号

シャームゼン代々木 (203号室)

東京都豊島区南池袋○-○-○

らくらくパートナー承認番号

初回支払と同一の支払日

マストパートナーズ株式会社
東京都渋谷区代々木2丁目1番1号

賃料等支払先(兼賃貸人)

東京都豊島区南池袋○-○-○

賃料等支払先(兼賃貸人)

東京都豊島区南池袋○-○-○

らくらくパートナー利用契約書(家賃等支払委託契約利用契約書)

契約者は、株式会社オリコと契約する支払委託契約の内容の説明を理解し、裏面記載の「契約条項」を承認、「個人情報の取扱いに関する条項」に同意のうえ、本契約を申し込みます。

契約印 「家賃等支払委託契約利用のお申し込みの内容」受領印 「個人情報の取扱いに関する条項」同意印兼用

お申込年月日 年 月 日

オリコ 契約番号 1 2 4 8

お名前*	*フリガナ (姓) (名)	電話*	自宅
生年月日*	(昭・平) 年 月 日 (歳)	携帯*	
性別*	(男・女)		
ご住所*	*フリガナ 〒 都道府県		
居住者	①自己所有 ③社宅・官舎 ⑤賃貸マンション ⑦アパート ②家族所有 ④借家 ⑥公営・公団 ⑧寮 ⑨他	居住年数 年 月	世帯状況* (無・有) 人
入居理由*	①結婚 ②旧住居が狭い ③転勤 ④転職 ⑤通勤時間 ⑥家賃が高い ⑦建替え ⑧環境 ⑨独立 ⑩就職・入学 ⑪その他 ()		
現在、積和不動産グループの賃貸物件に居住していますか。*	<input type="radio"/> 居住している <input type="radio"/> 居住していない		

お勤め先	*フリガナ ※派遣社員の方は派遣元をご記入ください	所属部課	税込年収 万円 (内線)
所在地*	*フリガナ 〒 都道府県		
出向・派遣先の名称・電話		勤続年数 年 月	
従業員数	③10人~ ⑥100人~ ①5人未満 ④30人~ ⑦300人~ ②5人~ ⑤50人~ ⑧1,000人~	職種	①公務員 ⑤自営業者 ⑧小売 ④建築・工事 ⑦陸運 ⑩接客・娯楽 ②公的資格者 ③パート・アルバイト ⑨サービス ⑥不動産 ⑧製造 ⑪医療機関 ③会社員 ⑩派遣 ③教育 ⑥金融 ⑨飲食 ⑫他

*年金で生活されている方は、ご記入願います。

年金種類	①国民 ③厚生 ②共済 ④他()	年金以外の収入 (無・有)	今回のお支払	①年金 ③他() ②不動産収入	税込年収 万円
------	-------------------	---------------	--------	---------------------	---------

振替口座	ゆうちよ銀行	銀行	本店・支店	種 (普通) □ 口座番号
ゆうちよ銀行	信用金庫	信用組合	出張所 御中	目 (当座)
ゆうちよ銀行	農協/労働金庫	農協/労働金庫	口座名義人	フリガナ (姓) (名)
記号 (6桁目がある場合は*欄にご記入ください)	番号 (右詰めでご記入ください)			
1	0			

*印鑑相違、不鮮明等により口座登録が未完了の場合は、再度、口座振替依頼書をご提出願います。なお、口座のご登録が間に合わない場合、振込用紙によるご入金をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

緊急連絡先	〒	関係 (実・家) (その他) ()
ご住所	〒	電話

契約者は、本申し込みにかかわる審査のためもしくは債権管理のために、株式会社オリココーポレーション(以下「当社」という)が必要と認められた場合には、契約者の住民票を当社が取得し利用することに同意します。

*お申込月から6か月以内に契約書のご提出がない場合は再申し込みが必要となります。

契約年月日	年 月 日	お客さまがご契約される会社名
		株式会社オリココーポレーション 本社/東京都千代田区麹町5丁目2番地1

賃貸期間	自 年 月 日 至 年 月 日	マストパートナーズ契約番号
賃料支払区分	前払	
入居予定者	①契約者のみ ②契約者 および家族等 ③契約者以外	配偶者 <input type="radio"/> 子供 () 人 婚約者 <input type="radio"/> その他 ()
賃借物件	*フリガナ *物件名 *所在地	(号室)
入居者コード	部屋	駐車場

お支払内容	月額賃貸借費用等保証料(円)	①賃料 ②共益費・管理費 ③駐車場等使用料 ④町内会費等 ⑤変動費用(公共料金等) ⑥保証料 ⑦毎月のお支払金額合計	料金支払先からの通知による金額 (①+②+③+④+⑤)×1.0% ①+②+③+④+⑤+⑥ ※もしくはオリコが毎月発行する「ご利用料金通知書」にてご確認ください。	契約時のお支払内容	<input type="checkbox"/> 通常契約 21,600円(税込) <input type="checkbox"/> 特例契約 10,800円(税込)
	初回支払	支払対象 支払日	支払日の翌月分賃料および保証料 年 月 27日	保証会社	⑧保証委託契約時事務手数料 ↑該当する契約にチェック(✓)してください。 ※特例契約の適用は、らくらくパートナー契約者の積和不動産グループ内の住み替えの場合(同一契約者に限る)です。 らくらくパートナー承認番号 初回支払と同一の支払日 ※第1回目の賃料等の口座振替料に合わせてください。 保証会社 (⑧の保証料および⑥の保証委託契約時事務手数料の受領書) マストパートナーズ株式会社 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号
お支払方法	□座振替	毎月のお支払日	27日		

本人確認記録欄

本人確認書類	①免許証 2.保険証 3.旅券 4.年金手帳 5.()
記号番号	発行者
確認日時	確認者(※氏名はフルネームで)
年 月 日	所属 氏名
時 分	

※必ずご記入ください。

取次店	名称 住所 電話 FAX 担当者氏名
-----	--------------------------------

賃料等支払先(兼賃貸人)	<input type="checkbox"/> 積和不動産東北 宮城県仙台市青葉区本町2-16-10 <input checked="" type="checkbox"/> 積和不動産関東 東京都渋谷区代々木2-1-1 <input type="checkbox"/> 積和不動産 東京都渋谷区代々木2-1-1 <input type="checkbox"/> 積和不動産中部 愛知県名古屋市中村区名駅4-24-16 <input type="checkbox"/> 積和不動産関西 大阪府大阪市北区大淀中1-1-30 <input type="checkbox"/> 積和不動産中国 広島県広島市中区小町1-25 <input type="checkbox"/> 積和不動産九州 福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-1
賃貸営業部署	担当
賃貸人	賃貸人